

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

5月29日現在

基準や要件等、詳しくは、各お問合せ先にご連絡ください。

また、各制度の内容は変更になる場合があります。最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

## 個人向け

区分	支援制度	内容等	問い合わせ先
感染 休業 による	傷病手当 (雇用保険)	失業保険の受給資格がある人が、病気やケガなどにより15日以上続けて就労することが困難な場合、傷病手当が支給されます。	ハローワーク尾道 (☎0848-23-8609)
	傷病手当金 (健康保険等)	新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱などの症状があり感染が疑われた場合、休業4日目以降の所得保障があります。給与等の支払いを受けている一定の条件を満たした場合に限る。	加入している健康保険等の保険者
相 談	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	生活に困窮する人に対して、自立に向けた包括的な支援を行います。	くらしサポートセンター尾道 (☎0848-21-0322)
	特別労働相談	感染症の影響に伴う解雇、雇い止め、休業等の労働相談に対応します。	広島労働局総合労働相談コーナー (☎082-221-9296) 福山総合労働相談コーナー (☎084-916-3186)
	住居に関する相談 (市営住宅の提供)	感染症の影響による離職等に伴う収入の減少でお住まいにお困りの人に、一時的に市営住宅を提供します。	まちづくり推進課 (☎0848-38-9247)
給 付 金 ・ 貸 付 金	住居確保給付金	離職・廃業又は個人の責によらない理由により、住居を喪失又はそのおそれがある人に対して、支給要件を有している場合、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。	くらしサポートセンター尾道 (☎0848-21-0322)
	生活福祉資金貸付制度	感染症の影響による失業等により生活資金でお悩みの人へ、特例貸付を実施します。(最大20万円)	尾道市社会福祉協議会 (☎0848-21-0322)
	母子父子寡婦福祉資金貸付	生活の安定を図るため、失業等の一定の要件に該当する場合に、生活資金の貸付を行います。	広島県東部厚生環境事務所厚生課 (☎0848-25-4632)
	休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払わなければならないとされています。 ※感染による自主的な休業は対象外。	尾道労働基準監督署 (☎0848-22-4158)
減 免	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	新型コロナ感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が亡くなった、または重篤な傷病を負った場合や主たる生計維持者(世帯主)の事業収入等が令和元年と比べ10分の3以上の減少が見込まれる場合に保険料の減免が受けられる場合があります。	市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)
	市民税の減免	廃業、休業、失業等により収入が著しく減少した場合、税金や保険料等の減免を受けられる場合があります。基準や要件等、詳細は担当課にお問い合わせください。	市民税課市民税係 (☎0848-38-9154) 因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)
	介護保険サービス利用者負担の減免	高齢者福祉課 (☎0848-38-9119)	
	養護老人ホームの措置費徴収額の減免	高齢者福祉課 (☎0848-38-9137)	

区分	支援制度	内容等	問い合わせ先
減 免	障害福祉サービス等利用者負担の軽減	廃業、休業、失業等により収入が著しく減少した場合、税金や保険料等の減免を受けられる場合があります。基準や要件等、詳細は担当課にお問い合わせください。	社会福祉課 (☎0848-38-9124) 因島福祉課 (☎0845-26-6209)
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担金・国民年金保険料の減免等		保険年金課 (☎0848-38-9144)
	市営住宅の家賃減免	市営住宅管理センター (☎0848-21-1266)	
猶 予	市税・保険料の徴収猶予や納付相談	7頁の徴収猶予(特例制度)の他、これに該当しない場合や保険料については、現行の徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	収納課 (☎0848-38-9210)
	上下水道料金の納付相談	収入の減少等により、お支払いが困難な人はお問い合わせください。	上下水道局お客様料金センター (☎0848-37-9300) 因島瀬戸田営業所お客様料金センター (☎0845-22-0499)
子 育 て	小学校等の臨時休校に対応する保護者に対する助成(委託を受けて個人で仕事をする人向け)	感染症の影響による小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行うことが必要となった保護者に対して、就業できなかった日について1日あたり4,100円を支給します。	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター (☎0120-60-3999)

## 事業者向け

区分	支援制度	内容等	問い合わせ先
給 付 金	持続化給付金	感染症の影響で売上が前年同月比50%以上減少している事業者に対し、前年の売上からの減少額を上限に給付します。 上限額：法人200万円、個人事業者100万円	持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)
助 成 金	テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	広島県内で新たに「テイクアウト」や「デリバリー」に取り組むための初期費用等を助成します。	(公財)ひろしま産業振興機構 新型コロナ対策事業推進チーム (☎082-207-0226)
	雇用調整助成金	労働者の雇用維持を図る事業者に対し、休業手当等の一部を助成します。感染症の影響により、助成率の引上げや申請書類の大幅な簡素化などの特例措置があります。	ハローワーク尾道 (☎0848-23-8609)
貸 付 金	新型コロナウイルス感染症特別貸付	感染症の影響で最近1か月の売上が前年又は前々年同期比で5%以上減少している事業者に対し、融資を行います。特別利子補給制度を併用することで、当初3年間実質無利子・無担保・据置最長5年となる場合もあります。	日本政策金融公庫尾道支店 (☎0848-22-6111)
	新型コロナウイルス感染症対応特別資金	県の制度融資を活用し、民間金融機関でも当初3年間、実質無利子・無担保・据置最長5年となる融資を行います。事前に尾道市でセーフティネット保証等の認定申請が必要です。	【利用の相談】 取引先民間金融機関 【セーフティネット保証等の認定申請】 商工課 (☎0848-38-9182)
	小規模事業者経営改善資金(コロナ・マル経)融資	経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で融資を行います。市の利子補給により、実質無利子でご利用いただけます。	尾道商工会議所 (☎0848-22-2165) 因島商工会議所 (☎0845-22-2211) 尾道しまなみ商工会 (☎0848-44-3005)